

仙台市動物愛護協議会設置要綱

(平成 16 年 6 月 11 日 市長決裁)

(設置)

第 1 条 動物の愛護及び適正飼養の確保を図り、行政、飼い主、動物取扱業者、獣医師、市民ボランティア、地域住民、動物愛護団体などの各主体が協働して人と動物の共生するまちづくりを目的として、本市の動物行政における効果的な対策と推進の方策を検討するため、仙台市動物愛護協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 動物の愛護に関すること
- (2) 動物の適正な飼養に関すること
- (3) 動物による人の生命及び身体への危害の防止に関すること
- (4) 人と動物が共生する街の組織づくり・市民ボランティア育成に関すること
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第 3 条 協議会は、次に掲げる団体の代表者及び有識者のうちから市長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 地方獣医師会
- (2) ペット業界団体
- (3) 動物愛護関係団体
- (4) 市民ボランティア団体
- (5) 町内会関係団体

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の任期は必要に応じて延長することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長 1 名、副会長 1 名を置く。

- 2 会長は、委員の互選によるものとする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する委員をもってあてる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会長は協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(分科会)

第 7 条 協議会は、特定の事項を協議するため、必要に応じ、分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、会長が指名する委員及び協議に必要な臨時委員により構成する。
- 3 臨時委員は、第 3 条第 1 項各号に掲げる者のうち、市長が委嘱、任命する。
- 4 前項までに定めるほか、分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、仙台市健康福祉局保健衛生部動物管理センターが処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月11日から実施する。

附 則 (平成18年8月30日改正)

この改正は、平成18年8月30日から実施する。

附 則 (令和2年5月28日改正)

この改正は、令和2年5月28日から実施する。